

平成26年度 杉並区監査方針

平成26年2月27日

監査委員決定

1 監査の基本方針

わが国の経済は、長らく続いたデフレからの脱却の兆しが見え、景気も緩やかに回復しているが、海外経済の下振れリスク、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動などの懸念があり、今後の見通しは、不透明で楽観視できない状況にある。

区は、景気の回復に伴い特別区税や特別区財政交付金などについて一定の増収を見込むとともに、基金と区債をバランス良く活用して、「安全でにぎわいのあるまちづくり」、「福祉の向上で安心を実感」、「次世代支援のさらなる拡充」という3つの視点に重点を置き、平成26年度一般会計の当初予算(案)を編成した。

予算規模は、福祉関連の既定事業の増や消費税増税に伴う臨時福祉給付金給付事業などにより、前年度と比べて3.4%増の1,611億円余となっている。

区は、直面する少子高齢化対策、災害に強いまちづくり、区立施設の再編整備などの課題に的確に対応するために、いっそう計画的・効率的な行政執行に努め、基本構想の実現の取組と持続可能な財政運営を両立させていくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、今年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 事務事業について、合规性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 各監査の方針

各監査は次の各方針により実施する。実施に当たっては、各監査の実施計画を別途定める。

(1) 定期監査

平成25年度及び平成26年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

(2) 工事監査

工事規模等を勘案して抽出した平成26年度執行の工事について、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関に技術調査を委託する。

(3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、各部の取組状況、現在の社会情勢等を十分に考慮する。

(4) 財政援助団体等監査

平成25年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか等の観点から監査する。

(イ) 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているか等の観点から監査する。

(ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているか等の観点から監査する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

(5) 決算等審査

区長からの付託を受け、平成25年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

(イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

(8) 随時監査

財務に関する事務の執行等に誤謬や不正が発生する恐れがある場合又は新たな検証を要する場合に、当該事務等について合规性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求による監査は、請求等に応じた的確に実施する。

3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部	■	■	■	■	■								
	総務部・会計管理室		■	■	■	■								
	区民生活部		■	■	■	■	■							
	保健福祉部					■	■	■	■	■	■	■		
	都市整備部	■	■	■	■	■	■							
	環境部			■	■	■	■							
	教育委員会事務局 (学校を含む。)							■	■	■	■	■		
	行政委員会事務局等								■	■	■	■		
工事監査					■	■	■	■	■	■	■	■		
行政監査						■	■	■	■	■	■	■		
財政援助団体等監査						■	■	■	■	■	■	■		
決算・健全化判断比率等審査				■	■									
例月出納検査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

※随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じた実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。